

岡山県時短要請協力金（第2期）のよくある質問

<申請について>

問1 協力金の申請期間、申請方法はどうか

（答）第2期の受付開始は、要請期間終了後の6月中旬を想定しています。（ただし、時短要請期間延長等の場合は、受付期間を変更する場合があります。）

申請書類等の詳細は準備が整い次第、ホームページ等で公表予定です。申請は、電子申請（準備中のため別途HPでお知らせ）または郵送で受付します。

問2 申請後、どの程度の期間で協力金が支給されるのか

（答）申請書類に不備等がない場合、受付完了後1か月程度での支給を見込んでおります。受付期間の締め切り間際は申請が集中し、審査に時間を要する可能性がありますので、早めの申請をお願いします。

問3 複数の店舗で休業又は時短営業を行った場合、申請は店舗ごとに行う必要があるのか

（答）複数店舗を持っていたとしても、店舗ごとでなく、事業者がまとめて申請していただきます。

<申請主体について>

問4 対象地域外に本社がある企業は協力金の対象となるのか

（答）要件を満たせば対象となります。事業者の本社所在地は支給要件に含まれていません。

問5 大企業も協力金の対象となるのか

（答）要件を満たせば対象となります。事業者の規模は給付要件に含まれていません。

問6 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、個人事業主は、協力金の対象となるのか

（答）食品衛生法の営業許可を取得している飲食店等を運営するなど要件を満たせば、協力金の対象となります。

<期間について>

問7 全期間について休業又は時短要請への協力が必要なのか。途中で協力をやめた場合はどうなるのか

（答）全期間について休業又は時短営業をした場合に限り協力金の対象となるため、途中で休業又は営業時間短縮を止めた場合には協力金は支給されません。

<対象施設について>

問8 イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となるのか

（答）イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは協力金の対象となりません。

問9 ホテル・旅館、フードコート内の飲食店は協力金の対象となるのか

（答）ホテル・旅館、フードコート内の飲食店が休業又は営業時間短縮にご協力いただいた場合は対象となります。

なお、フードコートの飲食スペース全体の休業又は時間短縮が困難な場合でも、ご協力いただいた個別店舗は対象となりますが、可能な限り飲食スペース全体が要請内容にご協力いただけるよう働き掛けをお願いします。

問10 テイクアウト形式の飲食店（例：たい焼き屋）だが、要請の対象となるのか

（答）人々が集まった飲食につながらない宅配・テイクアウトサービスは要請の対象外です。

問 11 対象施設を複数店舗有している場合は、複数店舗全てに支給されるのか

(答) 複数店舗全てが対象となります。

<時短の態様について>

問 12 午後7時まで営業している店舗が午後6時までの時短営業をした場合、協力金の対象となるのか。

(答) 酒類又はカラオケ設備を提供している店舗であれば、休業した場合には、協力金の対象となります。

問 13 要請期間中に定休日が含まれるが、協力金の支給対象となるのか

(答) 従前より営業時間短縮要請の時間帯を越えて営業しており、このたび休業又は営業時間短縮に協力した場合には、定休日も対象となります。

問 14 酒類又はカラオケ設備を提供しておらず、元々の営業時間が5時から20時の範囲を超えている店舗が、休業した場合は協力金の対象となるのか

(答) 酒類又はカラオケ設備を提供しておらず、通常の営業時間が5時から20時の範囲を超えている店舗は、①営業時間を5時から20時までの範囲内に短縮した場合 又は ②休業した場合 に協力金の対象となります。

協力金の対象については、支給対象判定フローを参考にしてください。

問 15 午後8時までの時短営業とは、具体的にどのような状態か。どう対応したらいいのか

(答) 時短営業とは、午後8時には閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、午後8時に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。

加えて、今回2期からは、酒類の提供を行っている場合、酒類の提供は終日行わない(利用者による酒類の店内持ち込みをさせない)必要があります。

問 16 要請期間中、休業又は営業時間を短縮できずに午後 8 時以降も営業した日がある場合、協力金はどのように支給されるのか

(答) 要請期間中の全期間について休業又は時短営業した場合に限り協力金の対象となるため、休業又は短縮できなかった日が 1 日でもある場合は、協力金の対象外となります。

ただし、準備等のため協力開始が 5 月 14 日（金）に間に合わない場合でも、遅くとも 5 月 17 日（月）までに休業又は時短営業に協力いただければ、協力日数に応じて協力金を支給します。

問 17 要請対象となる複数の店舗を持っている。A 店は要請期間の全期間で休業又は営業時間の短縮を行ったが、B 店はやむを得ず休業又は営業時間の短縮に協力できなかった。この場合、協力金はどう支給されるのか。全店舗で要請に協力しないと受け取れないのか

(答) 感染拡大防止の観点から可能な限り全店舗における休業又は時短営業へのご協力をお願いします。しかし、やむを得ず協力していただけなかった店舗がある場合には、対象店舗毎に、全期間、要請内容に応じていただいたかどうかで判断します。この例の場合は A 店舗のみ支給対象となります。

<支給金額の算定について>

問 18 1 日当たりの売上高は全事業所の売上高を用いるのか。

(答) 対象になる店舗単位の飲食部門の売上高を用います。申請いただく店舗ごとに 1 日当たりの売上高を算出いただきます。

問 19 業種別ガイドラインとは何か。どこで確認できるのか。

(答) 自主的な感染防止のための取組を進めるため、関係団体等により、業種ごとに策定されたガイドラインです。自身の業種に沿ったガイドラインの遵守をお願いします。ガイドラインの一覧は、内閣官房の HP をご覧ください。

【飲食店関係のガイドラインの例】

- ・「外食業の事業継続のためのガイドライン」
- ・「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」。

問 20 協力金は課税の対象となるのか。

(答) 税務署から協力金は課税の対象になると聞いています。詳細については税務署にご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響をふまえて、国や地方公共団体から支給される給付金、助成金などは、支援の対象者や目的などにより、課税対象となるかが異なります。詳しくは、国税庁ホームページ掲載の「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」をご確認ください。

問 21 協力金が支給された店舗は公表するのか。

(答) 協力金の支給完了後に、ホームページに店舗の屋号等を公表いたします。

問 22 酒類については、第 1 期は、5/16 まで提供時間の短縮要請であり、今回第 2 期は、5/14 から終日行わないようにとの要請だ。5/14～5/16 の間は 2 通りの要請があるが、協力金が支給されるにはどう対応したらよいのか。

(答) 既に第 1 期の時短要請に御協力いただいている方は、第 1 期の要請期間中（5/16 まで）、酒類提供の時短（11時～19時）に御協力いただければ、協力金を支給対象となります。

また、第 1 期の要請期間の終了後、引き続き、第 2 期の要請に御協力いただける場合は、酒類の提供は終日行わないでください。

なお、5/14～16の間、第 1 期と第 2 期の要請期間が重複していますが、協力金が重ねて支給されるものではありません。

問 23 現在、時短している店舗が引き続き時短又は休業し、申請する場合には、同じ書類の提出をさせるのか。

(答) 申請手続きは、1 期分と 2 期分とそれぞれで別々に行っていただく必要がありますので、申請書につきましては、改めてご提出いただくこととなります。

申請手続きを続けて 2 回していただくことで、お手数をおかけすることとなりますが、重複する添付書類の省略等、できるだけ申請に係る負担を軽減できるように検討いたします。

問24 旅館を経営しているが、飲食店の営業許可を受け、宿泊客ではない一般客を対象に、宴会場を会場にして、酒類を提供しているが、どうすればいいのか。

(答) 通常の営業時間が午前5時から午後8時を超えている場合は、酒類及びカラオケ施設の提供を止め、営業時間を午前5時から午後8時までに短縮（又は休業）していただきたい。要請に応じた場合、協力金を支給いたします。

また、通常の営業時間が午前5時から午後8時を超えていない場合は、休業していただければ、協力金を支給いたします。

問 25 旅館・ホテル内の食事処、居酒屋、カラオケ喫茶、ラウンジなど外部の方の利用が可能な施設の扱いはどうなるのか。

(答) そうした施設は、飲食店の営業許可を有していることから、今回の飲食店等に対する休業要請や時短短縮の対象となります。

問 26 旅館・ホテルの宿泊客への食事やお酒の提供はどうなるのか。

(答) 宿泊客に対するお酒の提供は、部屋のみとなります。

また、食事については、チェックインの時間により食事の提供が遅くなる場合が想定されますので、20時を過ぎても可能ですが、部屋食にするなどにより、食事処での提供は極力20時までに終わるよう努めてください。

※宿泊客が食事をする食事処は飲食店の営業許可を有していることから、今回の飲食店等に対する休業要請や時間短縮の対象となるため、お酒の提供はできません。なお、宿泊者への食事の提供は、宿泊サービスの一つであることから、20時を過ぎてもやむを得ない扱いとしています。

<その他>

問 27 国の月次支援金（対象月：4～6月）と併給は可能か。

(答) 国の月次支援金を申請予定の事業者は、県の時短要請協力金（大規模集客施設協力金を含む。）を受給した場合、国の月次支援金の申請ができない場合がございます。詳細については、月次支援金事務局相談窓口（0120-211-240）にお問い合わせください。

問 28 県の一時支援金（第 2 期）（対象月：4～6 月）と併給は可能か。

（答）県の時短要請協力金（大規模集客施設協力金を含む。）を受給した事業者は、県の一時支援金（第 2 期）の給付対象外となりますので、ご注意ください。

※ 県の一時支援金（第 1 期）との併給は可能。

問 29 飲食店と取引がある事業者向けの支援金はないのか。

（答）国の月次支援金や県の一時支援金は、新型コロナウイルス感染拡大による外出機会の減少の影響を受けた事業者向け支援であり、おしぼり販売業や酒造業等、飲食店と取引がある事業者等も対象となり得ます。給付要件等、詳細はホームページをご確認ください。

※ 国の月次支援金事務局相談窓口 : 0120-211-240
県の一時支援金コールセンター : 086-226-7972